

令和 8 年 6 月 3 日  
松江市防災部原子力安全対策課

島根原子力発電所 2 号機における燃料支持金具の仕様相違に伴う  
運転上の制限の逸脱に係る立入調査の実施について

令和 8 年 4 月 30 日に中国電力（株）から発表のあった標記事案に関して、令和 8 年 6 月 1 日に中国電力（株）が原因及び再発防止策等を公表したことを受け、松江市及び島根県は島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 11 条に基づく立入調査を下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1. 立入調査日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 6 月 8 日（月） 13:00～（予定）
- (2) 場所 中国電力(株)島根原子力発電所

2. 派遣職員

- （松江市）防災部原子力安全対策課 4 名
- （島根県）防災部原子力安全対策課 4 名

3. 事案の概要

中国電力ホームページ参照

[https://www.energia.co.jp/atom\\_info/press/2026/16453.html](https://www.energia.co.jp/atom_info/press/2026/16453.html) (4/30)

[https://www.energia.co.jp/atom\\_info/assets/press/2026/p20260601.pdf](https://www.energia.co.jp/atom_info/assets/press/2026/p20260601.pdf) (6/1)

4. 調査方法及び内容

以下の事項に関して、関係書類等により事実関係を確認する。

- ・ 事象の原因調査結果
- ・ 安全影響評価結果
- ・ 再発防止対策
- ・ 燃料支持金具（予備品）確認 等

5. その他

- (1) 調査は、公開とします。

（但し、企業秘密等があるため、調査対象書類の撮影は不可となります。）

- (2) 調査終了後、概ね 1 ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表する予定です。

※ 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数等が定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められます。

(参考) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(安全協定)(抄)

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

(1)～(2) 略

(注) 甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力

## 【立入調査実施スケジュール】

2号機燃料支持金具の仕様との相違に関する調査

島根県挨拶→中国電力側挨拶（13:00～13:10）



中国電力説明（13:10～13:40）  
経過・対応状況等の顛末説明



（机配置変更）

燃料支持金具（予備品）確認（13:50～14:00）



記録確認（14:00～16:30）

※冒頭10分のみマスコミ公開



調査まとめ（16:30～16:45）



総括質問、講評（16:45～16:55）＜取材可能＞

取材可能

取材可能

※ 時間は目安